

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）
- (2) 需要場所 別添 1 のとおり。
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等（各需要場所の詳細は、別添 1 のとおり。）
- (2) 契約電力、予定使用電力量
 - ① 契約電力：実量制とし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（目安として別添 1 に令和 8 年 4 月の予定契約電力を記載する。）
 - ② 予定使用電力量：別添 1 のとおり。
- (3) 供給期間
 - 自 令和 8 年 4 月 1 日 0 : 0 0
 - 至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0
- (4) 需給地点
需要場所における受電設備の終端接続部接続端子と給電者の設置した終端接続部接続端子との接続点。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。
- (7) 主体的業務等の再委託の禁止
当該業務の実施にあたり、主体的部分（業務の全体管理、電力の供給、及び費用の請求）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。
- (8) 対価の支払方法
 - ① 月毎に各需要場所の契約電力、力率、使用期間、使用電力量、燃料費調整（単価含む）、請求金額等明細内訳を記載した報告書（任意様式）を作成し、その内容について、日本年金機構職員の中から指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - ② 上記①の検査に合格後、対価の支払いを、日本年金機構の出納責任者に月単位に請求することができる。

(9) その他

- ① 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、中部電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。
- ② 契約年度における電力供給が終了後、3 か月以内に供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別添 4 を「3 (3) 担当部署」へ送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別添 4 提出後、協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が仕様を満たしていない場合、仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを「3 (3) 担当部署」へ提出する等により補修すること。
- ③ 仕様書で一義に定まらない事案があることを把握した時、または仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、別途「3 (3) 担当部署」の指示に従うものとする。

3 入札参加に関する注意事項

(1) 事前提出書類

「適合証明書（別添 2-1）」及び「供給実績証明書（別添 2-2）」を令和 7 年 12 月 2 日（火）正午までに「(3) 担当部署」に提示すること。

提示された書類に関し、環境配慮基準に適合し、本案件の履行能力を有すると認められた者のみ応札が可能であり、審査結果は、令和 7 年 12 月 9 日（火）18 時までに「(3) 担当部署」より電話で連絡を行う。

(2) 仕様書に関する質疑

仕様書等に関して疑義があり説明を求めようとする場合は、別添 3 の質問書を作成のうえ、「(3) 担当部署」に電話連絡後、令和 7 年 11 月 11 日（火）正午までに FAX により提出を行うこと。質問事項に対する回答は、令和 7 年 11 月 20 日（木）18 時頃に日本年金機構 HP に掲載する。

(3) 担当部署

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

T E L 03-6892-0727 F A X 03-6892-7993

1. 概要			2. 仕様（1）供給電気方式等						令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）												
エリア	拠点数	契約電力 (KW)	供給電気方式	供給電圧（V） （標準電圧）	計量電圧（V） （標準電圧）	標準周波数（H z）	受電方式	蓄熱式負荷設備の有無	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	合計
日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）	39	2,309	交流3相3線式	6,000	6,000	60	※別添1を参照		243,453	254,745	297,650	410,209	422,939	366,919	297,615	266,369	359,214	392,021	374,207	325,409	4,010,750

概要								【参考】令和8年4月～令和9年3月の使用電力量見込（単位：kWh）														
項番	エリア	需要場所	需要場所住所	受電方式	契約電力 (kW)	蓄熱式負荷設備の有無	検針方法	計量器構成(線)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	エリア合計
133	中部	長野南年金事務所	長野県長野市岡田町1 2 6－1 0	1回線受電	99	無	自動検針	本線	9,329	8,085	10,376	13,471	15,131	12,827	9,189	11,541	17,593	19,169	19,396	12,913	159,020	4,010,750
134	中部	長野北年金事務所	長野県長野市吉田 3－6－1 5	1回線受電	48	無	自動検針	本線	6,138	4,497	4,840	6,130	6,628	5,581	5,249	7,282	9,001	10,065	9,469	9,054	83,934	
135	中部	岡谷年金事務所	長野県岡谷市中央町1－8－7	1回線受電	55	無	自動検針	本線	5,444	4,237	3,802	5,089	5,854	5,136	4,252	7,817	12,471	13,982	13,026	10,613	91,723	
136	中部	伊那年金事務所	長野県伊那市山寺1 4 9 9－3	1回線受電	48	無	自動検針	本線	5,073	3,986	4,258	5,626	6,282	5,465	4,311	5,405	9,202	11,010	9,954	8,525	79,097	
137	中部	飯田年金事務所	長野県飯田市宮の前 4 3 8 1－3	1回線受電	56	無	自動検針	本線	4,568	4,082	4,491	6,079	6,725	5,669	4,477	5,447	7,638	8,889	8,650	7,444	74,159	
138	中部	松本年金事務所	長野県松本市鎌田 2－8－3 7	1回線受電	87	無	自動検針	本線	8,723	7,225	8,006	10,688	11,384	9,782	7,832	10,754	15,400	15,864	15,324	14,115	135,097	
139	中部	小諸年金事務所	長野県小諸市田町 2－3－5	1回線受電	23	無	自動検針	本線	5,043	4,962	4,714	4,995	5,202	4,962	4,975	5,003	5,449	5,780	5,442	5,576	62,103	
140	中部	岐阜南年金事務所	岐阜県岐阜市市橋 2－1－1 5	1回線受電	42	無	自動検針	本線	5,214	6,543	8,180	10,092	9,586	9,138	7,896	5,642	7,036	6,822	6,345	5,285	87,779	
141	中部	岐阜北年金事務所	岐阜県岐阜市大福町 3－1 0－1	1回線受電	31	無	自動検針	本線	5,367	6,544	6,750	7,908	8,435	7,922	7,233	5,583	6,475	6,656	6,082	6,244	81,199	
142	中部	多治見年金事務所	岐阜県多治見市小田町 4－8－3	1回線受電	55	無	自動検針	本線	6,683	7,120	8,701	10,735	12,336	10,851	8,762	7,181	9,640	10,002	9,264	8,640	109,915	
143	中部	大垣年金事務所	岐阜県大垣市八島町1 1 4－2	1回線受電	68	無	自動検針	本線	5,850	6,536	8,702	11,585	12,563	10,163	7,573	5,990	9,170	9,895	9,676	7,974	105,677	
144	中部	美濃加茂年金事務所	岐阜県美濃加茂市太田町 2 9 1 0－9	1回線受電	27	無	自動検針	本線	4,968	5,847	6,436	7,148	7,005	6,777	6,866	4,971	5,899	5,968	5,721	5,911	73,517	
145	中部	高山年金事務所	岐阜県高山市花岡町 3－6－1 2	1回線受電	66	無	自動検針	本線	5,026	3,935	4,081	5,342	5,867	5,030	3,975	6,276	9,766	10,906	10,715	8,529	79,448	
146	中部	静岡年金事務所	静岡県静岡市駿河区中田 2－7－5	1回線受電	71	無	自動検針	本線	8,196	8,706	9,190	13,103	12,766	11,175	9,654	8,326	9,000	9,467	8,683	8,799	117,065	
147	中部	清水年金事務所	静岡県静岡市清水区巴町 4－1	1回線受電	74	無	自動検針	本線	6,498	7,165	8,286	12,752	13,144	11,572	9,095	7,203	10,345	11,237	10,628	9,217	117,142	
148	中部	浜松東年金事務所	静岡県浜松市中央区天龍川町1 8 8	1回線受電	66	無	自動検針	本線	6,225	7,046	7,891	12,116	11,618	10,159	8,037	6,344	8,616	9,451	9,038	7,611	104,152	
149	中部	浜松西年金事務所	静岡県浜松市中央区高町 3 0 2－1	1回線受電	60	無	自動検針	本線	7,327	7,577	8,363	11,552	11,531	9,754	8,825	7,554	9,116	9,784	9,368	8,440	109,191	
150	中部	島田年金事務所	静岡県島田市柳町 1－1	1回線受電	62	無	自動検針	本線	5,654	6,110	7,174	11,246	10,227	9,206	7,359	5,727	7,109	8,050	7,788	6,874	92,524	
151	中部	掛川年金事務所	静岡県掛川市久保 1－1 9－8	1回線受電	64	無	自動検針	本線	5,431	5,861	7,433	11,462	10,497	9,178	6,958	5,836	9,352	10,163	9,816	7,897	99,884	
152	中部	大曽根年金事務所	愛知県名古屋市中区東大曽根町 2 8－1	1回線受電	106	無	自動検針	本線	8,005	8,699	9,859	15,240	16,189	13,495	9,809	8,596	12,390	14,850	13,836	11,140	142,108	
153	中部	中村年金事務所	愛知県名古屋市中村区太閤 1－1 9－4 6	1回線受電	34	無	自動検針	本線	6,347	6,586	6,685	8,188	8,423	7,730	7,372	6,749	7,085	7,561	7,088	7,376	87,190	
154	中部	鶴舞年金事務所	愛知県名古屋市中区富士見町 2－1 3	1回線受電	82	無	自動検針	本線	8,320	9,867	12,482	15,902	15,842	13,704	10,544	9,600	13,487	14,686	13,301	12,322	150,057	
155	中部	熱田年金事務所	愛知県名古屋市中区熱田区伝馬 2－3－1 9	1回線受電	32	無	自動検針	本線	7,054	7,285	7,406	8,286	8,195	7,308	7,980	6,972	7,315	7,375	6,712	5,908	87,796	
156	中部	笠寺年金事務所	愛知県名古屋市中区南区柵下町 3－2 1	1回線受電	70	無	自動検針	本線	6,572	7,369	8,870	12,611	13,503	11,489	8,998	6,523	8,488	9,252	9,010	7,901	110,586	
157	中部	名古屋西年金事務所	愛知県名古屋市中区城西 1－6－1 6	1回線受電	58	無	自動検針	本線	4,007	5,252	7,535	12,830	12,942	11,162	6,411	4,641	8,190	9,696	9,623	7,199	99,488	
158	中部	名古屋北年金事務所	愛知県名古屋市中北区清水 5－6－2 5	1回線受電	73	無	自動検針	本線	5,491	6,343	7,420	11,546	12,700	10,110	7,724	6,419	9,058	9,768	9,377	7,740	103,696	
159	中部	豊橋年金事務所	愛知県豊橋市菰口町 3－9 6	1回線受電	39	無	自動検針	本線	7,536	7,717	7,842	9,608	9,309	8,471	8,559	7,457	8,421	8,422	7,780	7,900	99,022	
160	中部	岡崎年金事務所	愛知県岡崎市朝日町 3－9	1回線受電	48	無	自動検針	本線	5,194	5,527	6,355	9,488	9,915	8,279	6,611	5,137	7,121	8,261	8,069	6,685	86,642	
161	中部	一宮年金事務所	愛知県一宮市新生 4－7－1 3	1回線受電	70	無	自動検針	本線	8,215	9,355	11,568	15,239	15,819	14,213	12,007	8,641	10,993	12,233	11,855	10,122	140,260	
162	中部	瀬戸年金事務所	愛知県瀬戸市共栄通 4－6	1回線受電	49	無	自動検針	本線	4,257	4,721	5,391	8,538	9,180	7,704	5,251	4,617	6,314	7,162	7,206	5,464	75,805	
163	中部	半田年金事務所	愛知県半田市西新町 1－1	1回線受電	46	無	自動検針	本線	7,186	7,701	9,977	11,961	12,428	11,650	11,688	9,138	9,923	9,776	7,829	8,475	117,732	
164	中部	豊川年金事務所	愛知県豊川市金星町 3 2	1回線受電	48	無	自動検針	本線	4,939	5,434	6,458	9,154	9,300	7,968	6,629	4,999	6,606	7,731	7,640	7,019	83,877	
165	中部	刈谷年金事務所	愛知県刈谷市寿町 1－4 0 1	1回線受電	68	無	自動検針	本線	6,683	7,571	9,387	13,503	13,858	11,973	9,347	7,593	9,364	10,536	9,859	8,633	118,307	
166	中部	豊田年金事務所	愛知県豊田市神明町 3－3 3－2	1回線受電	59	無	自動検針	本線	4,975	5,408	6,669	10,049	10,991	9,856	6,289	5,560	8,895	9,872	9,550	8,198	96,312	
167	中部	津年金事務所	三重県津市桜橋 3－4 4 6－3 3	1回線受電	96	無	自動検針	本線	9,364	10,231	12,875	19,239	19,060	16,234	12,563	10,034	13,639	15,520	15,370	14,125	168,254	
168	中部	四日市年金事務所	三重県四日市市十七軒町 1 7－2 3	1回線受電	65	無	自動検針	本線	6,966	7,245	8,433	11,831	12,198	10,198	8,319	7,398	9,871	10,775	10,507	8,999	112,740	
169	中部	松阪年金事務所	三重県松阪市宮町 1 7－3	1回線受電	62	無	自動検針	本線	4,628	4,797	5,761	8,140	8,362	6,882	4,774	4,375	6,460	7,516	7,233	5,643	74,571	
170	中部	伊勢年金事務所	三重県伊勢市宮後 3－5－3 3	1回線受電	49	無	自動検針	本線	5,268	5,289	6,635	9,665	9,969	8,115	6,185	5,507	7,491	8,051	7,729	6,982	86,886	
171	中部	尾鷲年金事務所	三重県尾鷲市林町 2－2 3	1回線受電	53	有	自動検針	本線	5,689	6,284	8,368	12,072	11,975	10,031	8,037	6,531	9,825	9,818	10,248	7,917	106,795	

適 合 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

⑨

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

2. 令和 5 年度の状況

	項目	自社の基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO2/kWh)		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	有・無	

① ～ ④の合計点数	
------------	--

注 1) 1 の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始から 1 年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注 2) 2 の「自社の基準値」及び「点数」には、別添 2 - 1（配点資料）により算出した値を記載すること。

注 3) 1 の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2 の合計点数が 5 0 点以上 となった者を本案件の環境配慮基準に適合した者とする。

注 4) 1 及び 2 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

日本年金機構で使用する高圧電力 (中部電力管内)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減にかかる取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示 (※) しており、かつ、①令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 5 年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 50 点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
② 令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照) に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期(事業開始日から 1 年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が50点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

用語	定義
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素係数」は、次の数値とする。 令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの） 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を令和5年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料

	等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス 3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度の再生エネルギーの導入状況	化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用料の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。 （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）}}{\text{令和5年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。 ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によ

	って他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端（kWh）） ②グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh） ③Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh） 2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

供 給 実 績 証 明 書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

⑨

当社が取り扱う電力供給（販売）量について、下記のとおり相違ないことを証明します。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 電力供給（販売）量の合計	kWh
--	-----

注1）上記を示す書類を添付すること。

注2）上記数量は、日本国内で供給（販売）したものとし、地域は問わない。

注3）上記数量が、仕様書別添1の予定使用電力量以上である者を、本案件の履行能力を有する者とする。なお、複数の案件に参加する場合は、上記数量が参加する案件の予定使用電力量の合計以上であること。

注3）提出期限：令和7年12月2日（火）正午（必着）

注4）提 出 先：〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

TEL：03-6892-0727 FAX：03-6892-7993

日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）の質問（回答）書

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL番号

提出者

⑩

番号	質 問	回 答

【質問書提出期限】令和7年11月11日（火）正午まで
【質問書提出方法】FAX（ 03-6892-7993 ）
【質問書の提出先】日本年金機構 本部 会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当

特定電源割当証明書

案件名：日本年金機構で使用する高圧電力（中部電力管内）

令和 年 月 日

日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 加藤 卓 様

所在地
事業所名
代表者名
FAX番号
TEL 番号

㊞

下記契約において、以下の通り電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、日本年金機構に移転したものと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 対象拠点（お客様番号、需要施設名、需要施設住所、契約電力）
別添4別表のとおり

2 供給期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添4別紙のとおり）

区分	令和8年 4月	令和8年 5月	令和8年 6月	令和8年 7月	令和8年 8月	令和8年 9月	令和8年 10月	令和8年 11月	令和8年 12月	令和9年 1月	令和9年 2月	令和9年 3月
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】												
供給電力量 (kWh) 【B】												
再エネ比率 (%) 【C】												

【照会先】
日本年金機構
会計・資産管理部 管財グループ 高圧電力担当
TEL：03-6892-0727
FAX：03-6892-7993

環境価値の属性情報

項番	環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	発電期間	認証番号	環境価値移転量 (kWh)
例	FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●県●●市●●	太陽光	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
例	非FIT非化石証書（再エネ指定）	●●発電所	●●府●●市●●	風力	令和●年●月●日～令和●年●月●日	●●	●●
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計（kWh）							

項番	お客様番号	需要施設名	需要施設場所	契約電力
例	9 8 7 6 - 5 4 3 2	〇〇年金事務所	〇〇県××市△町1-2-3	40kW
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				